主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中野留吉の上告趣意について。

所論は、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四○八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

## 最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	鵉	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官